

○財務省告示第五十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十五年一月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	割引短期国庫債券（第三百二十一回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第
三	の法律及びその条項	一項
三	発行方法	日本銀行による乗換えのための引受け
四	発行金額	額面金額で七百十七億円
五	種類	千万円、五千万円、一億円及び十億円
六	発行行	平成十五年一月二十日
七	発行価格	額面金額百円につき九十九円九
八	償還期限	平成十六年一月二十日
九	償還金額	額面金額百円につき百円
十	所	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局
十一	払込期日	平成十五年一月二十日